

平成 29 年産米の市町別自主的取組参考値の設定方法について

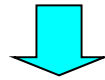
1 基本的な考え方

需要に応じた非主食用米の生産を確保するため、県農業再生協議会が設定する非主食用米計画面積を該当市町へ配置（控除）するとともに、主食用米増産可能分を主食用米の主産地市町に加算する。

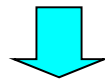
国の基本指針に基づけば、市町別の自主的取組参考値の設定については平成 29 年産限りとなる。

2 具体的な設定方法

28 年産水稻作付面積（主食用米と非主食用米の合計面積）から県農業再生協議会が設定する 29 年産非主食用米の市町別の計画面積を減じる（A）



(A) の県合計と国から提供された自主的取組参考値（面積換算値）の差（主食用米増産可能分）を農産物検査数量の市町シェア（面積）に応じて各市町に加算し、市町別の面積換算値^注を決定



市町別の面積換算値に各市町の基準単収（中国四国農政局公表値を用い算定）を乗じて市町別の自主的取組参考値^注を決定

- 注) ○ 別途設定する各市町の 29 年産生産数量目標を超えないよう調整する。
○ 国から提供される「自主的取組参考値」及び「面積換算値」を超えないよう調整する。